

参考

厚木市消費生活懇話会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広く市民から消費生活に関する意見を聴取し、情報を共有化の上、複雑かつ高度化する悪質商法等に対する未然防止の啓発活動を推進するとともに、厚木市消費生活センター（以下「センター」という。）の機能強化を図るため、厚木市消費生活懇話会以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 消費生活に関する情報の共有化を図ること。

(2) 悪質商法等に対する未然防止を図ること。

(3) センターが行う消費生活行政に協力するとともに、意見を具申すること。

(委員)

第3条 懇話会の委員は、公募による市民及び消費者問題に係る団体から推薦された者から市長が委嘱する。

2 前項の公募による市民は、生活物資の販売に係わっていない20歳以上のものとする。

3 懇話会の委員は、再任されることができる。

(任期)

第4条 懇話会の委員の任期は、2年とする。

2 懇話会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 懇話会の委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 懇話会に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 第7条第2項の規定に定める分科会長を充てる。

2 会長は、委員の相互により定める。

3 会長は懇話会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、第1条の目的達成のため、必要の都度開催することとし、会長が招集する。

(分科会)

第7条 懇話会に、第2条に定める所掌事項について専門的に調査研究を行うための分科会を置く。

2 分科会はあらかじめ会長が定めた委員で組織し、分科会には分科会長を置く。

3 分科会長は、分科会委員の相互により定める。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、消費生活主幹課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。